

平成19年3月23日 第32回食品の表示に関する共同会議

アレルギー物質を含む食品の 表示制度の概要について

食物アレルギーとは？

食物を摂取した際、身体が食物(に含まれるタンパク質)を異物として認識し、自分の身体を防御するために過敏な反応を起こすこと

主な症状

軽い症状: かゆみ、じんましん、唇や臉の腫れ、嘔吐、喘鳴

重篤な症状: 意識障害、血圧低下などのアナフィラキシーショック

表示義務付けの経緯

平成11年3月

食品衛生調査会表示特別部会「食品の表示のあり方に関する検討報告書」において「食品中のアレルギー物質については、健康危害の発生防止の観点から、これを有する食品に対し、表示を義務づける必要がある」とされた。

平成12年12月

食品衛生調査会常任委員会において、アレルギー物質を含む食品の表示を決定

平成13年4月

省令等公布(経過措置期間1年間)

制度施行時の表示対象品目(平成13年4月)

表示を義務化する特定原材料と、通知で表示を奨励する特定原材料に準ずるものの、2つに分類している。

規定	特定原材料等の名称	理由	表示の義務
省令	卵、乳、小麦	発症件数が多い	表示義務
	そば、落花生	症状が重篤であり生命に関わるため特に留意が必要なもの(症状が重篤な割合が多いもの等)	
通知	あわび、いか、いくら、えび、オレンジ、かに、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、さけ、さば、大豆、鶏肉、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン、	過去に一定の頻度で発症件数が報告されたもの	表示を奨励(任意表示)

表示義務付けの対象

特定のアレルギー体質をもつ方の健康危害の発生を防止する観点から、過去の健康障害等の程度、頻度を考慮し、容器包装された^(注)加工食品・食品添加物へ表示を義務付けるもの等を規定

〔注〕 容器包装に限定したのは、対面販売の場合消費者から求められればその食品についてのすべての情報を答えられる立場にあることや食品衛生法の表示制度と整合させるため。

特定原材料の範囲について

日本標準商品分類を基に規定

例：卵

- ・鶏卵だけでなく、あひるやうずらの卵等、一般に使用される食用鳥卵が対象
- ・全卵のみだけでなく、卵黄と卵白に分離していても表示の対象となる

特定原材料の代替表記について

食物アレルギーのお子さんを持つ親にアンケートを実施し、その結果を参考に決定。

例：卵

玉子、たまご、タマゴ、エッグ、鶏卵、あひる卵、
うずら卵
厚焼卵、ハムエッグ
マヨネーズ、オムレツ 等

表示例

表示例1

名称：	ポテトサラダ
原材料名	じゃがいも、にんじん、ハム (<u>卵・豚肉を含む</u>)、マヨネーズ (<u>大豆油を含む</u>)、たんぱく加水分解物(<u>牛肉・さけ・さば・ゼラチンを含む</u>)、調味料(アミノ酸等)
消費期限	19.3.24午前10時
保存方法	要冷蔵(10℃以下で保存)
製造者	(株)〇〇食品
所在地	千葉県〇〇区〇〇町〇—〇

表示例2

名称：	幕の内弁当
原材料名	ご飯、野菜かき揚げ、焼き鳥、焼鯖、スパゲッティ、エビフライ、煮物(里芋、人参、ごぼう、その他)、ポテトサラダ、メンチカツ、付け合せ、(<u>その他小麦、卵、大豆、牛肉由来原材料を含む</u>)、調味料(アミノ酸等)、pH調整剤、着色料(カラメル、カロテン、赤102、赤106、紅花黄)、香料、膨張剤、甘味料(甘草)、保存料(ソルビン酸(K))
消費期限	19.3.24午前10時
保存方法	要冷蔵(10℃以下で保存)
製造者	(株)〇〇食品
所在地	千葉県〇〇区〇〇町〇—〇

※実際の表示は、朱字及び下線は引いておりません

平成16年のアレルギー表示の見直し

検討報告書(平成16年7月23日の共同会議)



パブリックコメント(平成16年8月)



アレルギー表示の見直しの主なポイント

- ① 推奨品目(特定原材料に準ずるもの)にバナナを加える
→計20品目となる。
- ② 特定原材料などを使用していない旨の表示を新規に促進
- ③ 特定原材料等の文字の大きさや色を変えることが可能

① 推奨品目にバナナを加える

● 特定原材料に準ずるものに「バナナ」を追加した。

規定	特定原材料等の名称	理由	表示の義務
省令	卵、乳、小麦	発症件数が多い	表示義務
	そば、落花生	症状が重篤であり生命に関わるため特に留意が必要なもの(症状が重篤な割合が多いもの等)	
通知	あわび、いか、いくら、えび、オレンジ、かに、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン、	過去に一定の頻度で発症件数が報告されたもの	表示を奨励(任意表示)

現状維持

バナナが加わり20品目へ

② 特定原材料等を使用していない旨の表示

- 特定原材料等を使用していない旨の任意表示を新規に促進。

表示を奨励されている品目の表示を欠く場合、「その品目を使用していない」のか「品目を使用しているが表示されていないのか」を正確に判断できない。



「一定の特定原材料等を含むであろう」と社会通念に照らし認識する食品については、当該特定原材料を使用せずに製造した場合(例: 卵と小麦を使わないケーキ)

例: 「本品は卵及び小麦を使っていません」

等の当該特定原材料を使用していない旨の任意表示を新規に促進する。(但し、使っていない≠含んでいない)

③ 特定原材料等の文字の色・大きさ

- 視認性を高め適切な判断を可能にする方策として、文字の色や大きさを変えたり、一括表示欄外に別途強調表示する等を容認。

製造者等が任意で行えるように食品衛生法、JAS法での取り扱いを明確化する。

文字の色を変えた例

名 称	ポテトサラダ
原材料名	じゃがいも、にんじん、ハム(卵・豚肉を含む)、マヨネーズ(大豆油を含む)、たんぱく加水分解物(牛肉・さけ・さば・ゼラチンを含む)、調味料(アミノ酸等)

文字の大きさを変えた例

名 称	ポテトサラダ
原材料名	じゃがいも、にんじん、ハム(卵・豚肉を含む)、マヨネーズ(大豆油を含む)、たんぱく加水分解物(牛肉・さけ・さば・ゼラチンを含む)、調味料(アミノ酸等)

④その他(コンタミネーションの取扱い)

●注意喚起表示を引き続き推奨し、健康被害発生防止を図る

- ・他の製品に用いた原材料中のアレルギー物質が製造ライン上で混入しないよう当該製造ラインを十分に洗浄する
 - ・アレルギー物質を含まない食品から順に製造する
 - ・可能な限り専用器具を使用する
- 等、コンタミネーション防止対策を徹底していただく

それでもコンタミネーションを防止できない場合

例:「本品製造ラインでは、卵を含む製品を製造しています」

等の注意喚起表示を引き続き推奨する。
(可能性表示は引き続き禁止)

えびについて

- ・平成16年度報告書において、えびについては相当程度の発生件数が認められ、詳細な技術的検討が必要とされた。
- ・その後の技術的検討の成果を踏まえて、今回えびの義務化について検討することとする。